

●課題

定期健康診断後の再検査、精密検査の受診率が低い

推進計画

定期健康診断の実施
省令により定められている
目的：
対象：全従業員
(安衛則第44条)
生活習慣病等の疾病 予防 重症化予防
早期発見、治療することで治癒、業務復帰
事業者が行う

現状分析

定期健康診断後の再検査、精密検査の受診率が低い
受診率：50%
本人が重要性を理解していない
安衛法：二次健診の受診勧奨は企業の努力義務
会社側の企業責任を問われる場合があり (安全配慮義務)

方針の策定

○ 健診結果の把握 → 本人・事業所管理者

○ 管理者が対象者に再検査、精密検査受診勧奨の面談を行う
・ 結果通知後、1ヶ月以内
・ 内容により診断書を事業所に提出する説明

○ 対象者が受診予約及び受診の有無を確認

面談後 1ヶ月以内

未予約・未受診

担当部署 上司等と共に
再度 受診勧奨を行う

○対象者の受診予約及び受診の有無を確認

未予約・未受診

事業所管理者・担当部署 上司等と共に
再度 受診勧奨を行う
内容により就業を制限する

診断結果を事業所に提出

経過観察・精密検査・治療等 結果確認

面談により今後の方針決定 就業制限等

前回確認より2週間以内

診断結果を事業所に提出

経過観察・精密検査・治療等 結果確認

面談により今後の方針決定 就業制限等
※ 早期に受診・治療することで自らの命を守る旨を
充分説明する。

現状受診率 50%

目標値 受診率100%

